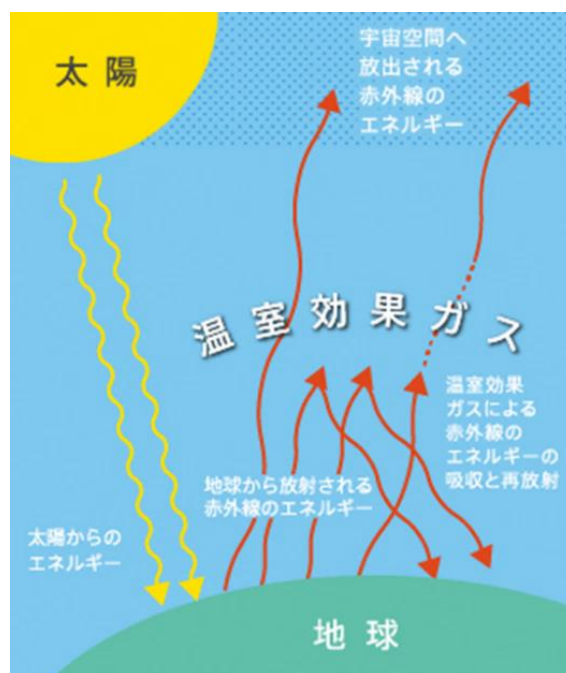


第1章 計画の背景

1 気候変動を取り巻く状況

(1) 地球温暖化と気候変動

地球は太陽からのエネルギーで温められ、地表から宇宙空間に赤外線として熱エネルギーが放射されますが、その一部は大気中の二酸化炭素や水蒸気などに吸収されて大気を温めます。これを温室効果と呼び、二酸化炭素などの熱エネルギーを吸収する気体を温室効果ガスと呼びます。地表から放出された熱エネルギーがそのまま全部宇宙に出ていってしまうと地球の気温はとても低くなりますが、この温室効果が適切に働くことで、地球は平均して 15℃ ぐらいという、生物が生存するのにちょうどよい気温に保たれています。



出典：環境省ホームページ『地球温暖化のメカニズム』

しかし、人類は産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に使用することで温室効果ガスの排出量を急速に増加させました。その結果、地球環境が自然に吸収できる量を大幅に上回る温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果が増大し、地球の平均気温の上昇が生じています。これを「地球温暖化」と呼びます。また、地球温暖化に伴い、これに起因する長期的に様々な気候状態の変化を「気候変動」と呼びます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を解明することは容易ではありませんが、

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクを伴う気候変動が更に高まることが予測されています。

そのため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、気候変動を防止するための対策である「緩和策」と、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、被害を最小限に食い止めたり、逆に気候の変化を利用したりする対策である「適応策」の両側面から取り組むことが重要です。

（２）国際的な動向

平成 27(2015)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリで開催された COP¹21 において、京都議定書以来 18 年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、平成 30（2018）年に公表された IPCC²「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要としています。

更に、IPCC 第 6 次評価報告書の第 1 作業部会（自然科学的根拠）の報告（令和 3（2021）年 8 月）では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と断言し、第 2 作業部会（影響・適応・脆弱性）の報告（令和 4（2022）年 2 月）では「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」としています。第 3 作業部会（気候変動の緩和）の報告（同年 4 月）では「人為的な温室効果ガス排出量は、2010 年以降、全ての主要な部門で世界的に増加している。」と述べており、これらの科学的知見を根拠として、世界各国で 2050 年までの温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル³を政策目標として掲げる動きが広がっています。

令和 3（2021）年 10 月、イギリス・グラスゴーにおいて開催された COP26 では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容が議論され、特にこの 10 年における行動を加速させる必要があること

¹ COP：気候変動枠組条約の締約国による会議

² IPCC：気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略

³ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

を強調しています。

（３）国内の動向

国は、令和 2（2020）年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、翌年には、令和 12（2030）年度の温室効果ガスの削減目標を平成 25（2013）年度比 46%削減し、更に、50 %削減の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表しました。

これを受け、令和 4（2022）年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10（1998）年法律第 117 号）の一部改正する法律」（以下「改正温対法」という。）において、2050 年までの脱炭素社会⁴の実現を基本理念として位置づけています。

更に、令和 3（2021）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、その中で、5 年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することが示されました。

改正温対法に基づいて令和 3（2021）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、地方公共団体の基本的な役割が示されるとともに、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める「政府実行計画」の改定が行われました。ここでは、政府の事務・事業における温室効果ガス排出削減目標を令和 12（2030）年度までに 50%削減（平成 25（2013）年度比することとしています）。

エネルギー政策では、「第 6 次エネルギー基本計画」（令和 3（2021）年 10 月策定）の中で、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、主力電源としての再生可能エネルギー⁵（以下「再エネ」という。）の最大限の導入に取り組むことを掲げています。

（４）神奈川県動向

神奈川県は、県域における地球温暖化対策の強化を図るため、平成 21（2009）年に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定し、神奈川県・事業者・県民等の責務を明らかにしました。翌年には、条例に基づいた「神奈川県地球温暖化対策計画」の策定や、「事業活動温暖化対策計画書制度」の運用が始まりました。

平成 23（2011）年には「かながわスマートエネルギー構想」を提唱し、原子力に

⁴ 脱炭素社会：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

⁵ 再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇することのない自然エネルギーのこと。

過度に依存しない・環境に配慮する・地産地消を推進するという3原則によりエネルギー政策を推進することとしました。

平成 25（2013）年には「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、翌年に策定した「かながわスマートエネルギー計画」により、分散型エネルギーシステム⁶の構築を進めています。

平成 31（2020）年4月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を「気候変動適応法（平成 30（2018）年6月13日号法律第 50 号）」に基づく「地域気候変動適応計画」として、神奈川県環境科学センターを同法に基づく「地域気候変動適応センター」として、それぞれ位置付けました。

令和 4（2022）年3月には、「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、長期目標として 2050 年脱炭素社会の実現、中期目標として令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減することを設定しました。

一方、令和 3（2021）年11月には、脱炭素社会の実現に向けた将来像や今からできる行動の選択肢を示すため、神奈川県と公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を共同作成しました。このビジョンでは、徹底した省エネルギー（以下「省エネ」という。）を前提として、使用するエネルギーを可能な限り電化し、そのエネルギー源を再エネとすることや、デジタルを活用して作業等の自動化・効率化を進めることが重要であるとしています。

2 計画策定の経緯とこれまでの取組

（1）「小田原市地球温暖化対策推進計画」の策定・運用と取組

本市は、平成 10（1998）年に「小田原市環境基本計画」と「小田原市低公害車普及促進計画」を策定し、低公害車の普及促進等にいち早く取り組みました。平成 11（1999）年には、環境負荷を低減する主体的な取組を進めるために、「小田原市環境行動指針（環境行動計画）」を定め、平成 19（2007）年に「小田原市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や取組を具体的に示しました。

平成 20（2008）年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に位置づく計画として、これまでの取組を踏まえて平成 23（2011）年度に「小田原市地球温暖化対策推進計画」を策定し、令和 2（2020）年度において平成 2（1990）年度比 25%の温室効果ガスを削減する目標を掲げ、低炭素社会実現のための事業

⁶ 分散型エネルギーシステム：地域において多様な分散型電源（太陽光等の再エネ発電設備、ガスコージェネレーション、熱電併給型の燃料電池等）を導入し地域における安定的な電源の確保を図るシステムのこと。

者向け、家庭向け等の各種取組を推進しました。

その後の社会的な流れや本市の各種施策の動向等を汲みながら、平成 29 (2017) 年度から平成 30 (2018) 年度にかけて計画の中間見直しを行い、温室効果ガス排出量の最新値の反映や適応策の追加等を行った改訂版を策定しました。

令和 3 (2021) 年度には、改訂版の計画期間が満了となる令和 4 (2022) 年度に向け、「環境・エネルギー」を重点施策に位置付けた「第 6 次小田原市総合計画」の策定作業と連動して見直し作業を前倒しして実施し、新たな計画の策定作業に着手しました。検討に当たっては、改正温対法の内容や現行計画の成果を踏まえるとともに、脱炭素社会の実現に向けて地域で取り組む気候変動対策を示すことを目的に策定を進めました。

(2) 「小田原市エネルギー計画」の策定・運用と取組

本市は、平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降、エネルギーの地域自給による持続可能なまちの実現に向けてエネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、持続可能なまちづくりに不可欠な地域の資源である再エネの活用を推進するため、平成 26 (2014) 年 4 月に「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行し、平成 27 (2015) 年度に「小田原市エネルギー計画」を策定しました。

この計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー⁷事業の創出、地域新電力との連携、蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメント⁸の高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギーマネジメント事業や、地域マイクログリッド⁹構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再エネの大量導入に向けた公民連携の継続的かつ段階的な拡大の基盤となる成果があげられたと考えられます。

令和元 (2019) 年 11 月に「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ (ゼロカーボンシティ)」を表明¹⁰し、これまでの取組を踏まえつつ、社会のあり様を大きく変

⁷ メガソーラー：太陽光発電で出力（発電規模）が 1MW(1000kW)を超える大規模なもの

⁸ エネルギーマネジメント：建物や住宅などにおいてエネルギーを合理的に利用するため管理すること。

⁹ 地域マイクログリッド：通常は既設の送配電ネットワークを活用して電気を調達し、非常時にはネットワークから切り離して電気を自給自足するシステムのこと。

¹⁰ 「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ (ゼロカーボンシティ)」を表明：本市は、令和元

(2019) 年 11 月 22 日の定例記者会見において、これまでの脱炭素社会を見据えた取組を通じて、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。

えるイノベーション¹¹の実現に向け、令和2（2020）年に計画の一部見直しを行い、新たな視点として「先進技術の活用とイノベーションの創出」を加えて目指すべき方向性を明確化しました。

令和4（2022）年には、脱炭素社会の構築に向けてエネルギー政策と気候変動対策を統合的に所管し、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた取組とその普及啓発等を強力に推進するための部署として、ゼロカーボン推進課を設置しています。

（3）2つの計画の統合

小田原市環境審議会において、地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画策定検討部会を設置し、2つの計画において求められる役割等について審議しました。その結果、エネルギー使用に由来する二酸化炭素の排出は温室効果ガスの大部分を占めており、2つの計画に位置付けるべき対策・施策は相互に密接に関係することや、現行計画においても重複する目標や施策が多く、効率的な運用・評価をしていく必要があることが確認されました。これを考慮し、「小田原市地球温暖化対策推進計画」と「小田原市エネルギー計画」を統合して1つの計画として策定することが、気候変動への対策を総合的に取り組むために最も効果的であると結論を得ました。

また、温室効果ガスの削減や脱炭素を目的とした緩和策とともに、既に生じている影響に対処する適応策にも同時に取り組むため、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けることとしました。

これを踏まえ、「小田原市気候変動対策推進計画」を策定します。

¹¹ イノベーション：モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や変革をもたらすこと。

3 小田原市の特性

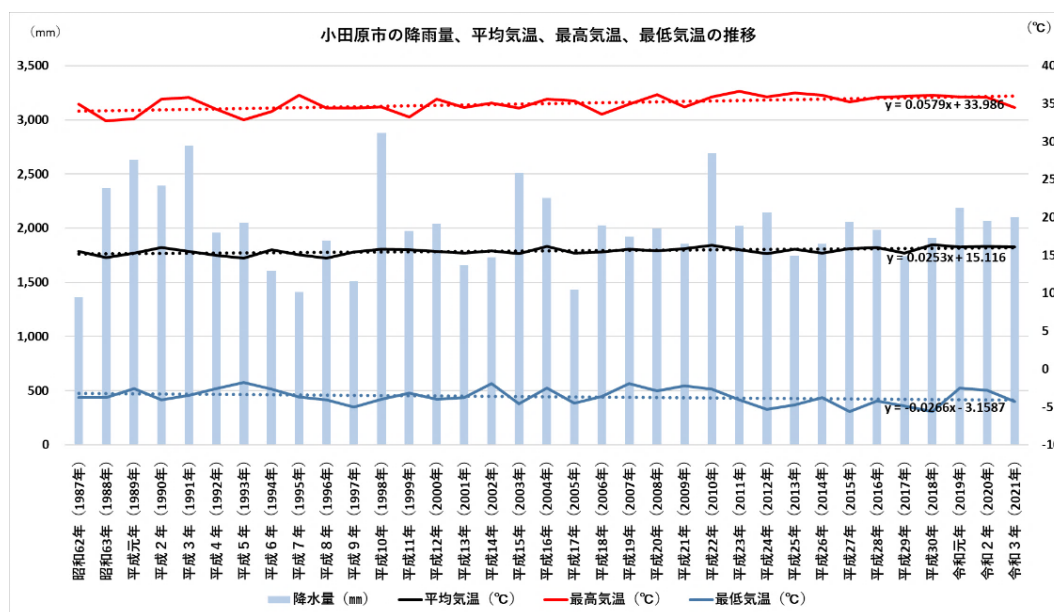
気候変動対策は、地球規模の課題に対する国を挙げての対策であることから、国や神奈川県による対策との協調を図るとともに、地域に適した対策を講じる必要があります。

全国的・全県的に国・神奈川県の対策・施策が実施されることで、本市を含めて自然的・社会的条件が平均的な地域では目標達成に向けてその効果が表れると考えられますが、それに加え、本市の特性に応じた対策を講じることで、より効果的に気候変動対策を推進するため、全国の平均的な状況と本市の状況を比較し、その特性を捉えます。

(1) 自然環境

本市は、相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は16℃程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあるため、比較的冷暖房に頼らなくとも過ごしやすい地域です。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間2,000 mm程度の降水量があります。降雨量、平均気温、最高気温、最低気温の過去約30年間の推移を見ると、平均気温と最高気温は概ね安定していますが、わずかながら上昇傾向にあります。

首都圏でありながら森・里・川・海・街がそろった豊かな自然環境とその恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っています。



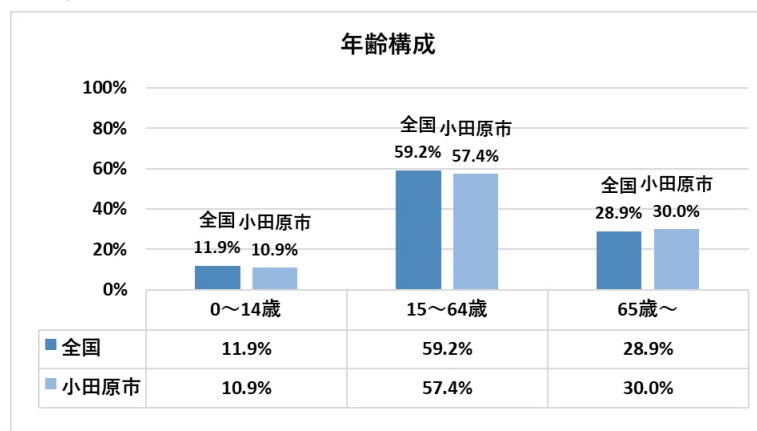
参考：気象庁ホームページ 過去の気象データ

（２）人口・世帯数

令和 4（2022）年 1 月 1 日現在の本市の人口は 188,025 人、世帯数は 82,945 世帯です。平成 25（2013）年 4 月 1 日の人口は 196,274 人、世帯数は 79,219 世帯であり、平成 11（1999）年の人口 200,695 人をピークに減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）によると、令和 12（2030）年には 172,785 人、2045 年には 146,484 人になると推計しています。

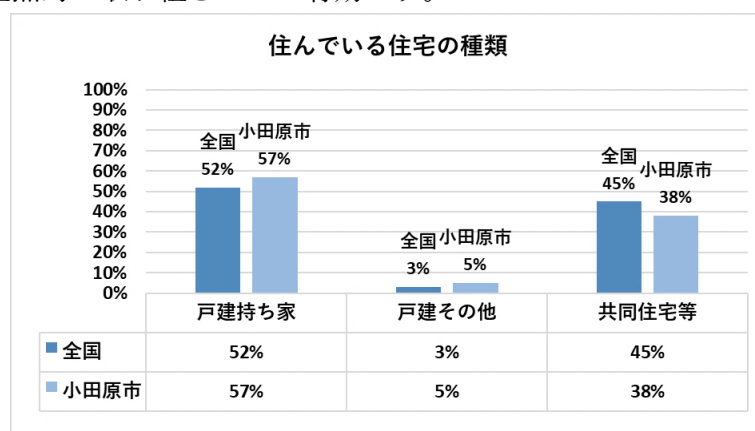
年齢構成を見ると、0～14 歳、15～64 歳、65 歳以上の各区分において概ね全国平均と同様の比率となっています。



参考：総務省統計局 人口推計 2021 年（令和 3 年）6 月報（2021 年（令和 3 年）1 月 1 日現在）
神奈川県年齢別人口統計調査結果 令和 3 年（1 月 1 日現在）

（３）住宅

本市の住宅の状況は、全国平均と比較すると戸建に住んでいる方が多く、共同住宅等に住む方は少なくなっています。家庭向けの気候変動対策に取り組む際は、戸建て住宅を重点的に取り組むことが有効です。

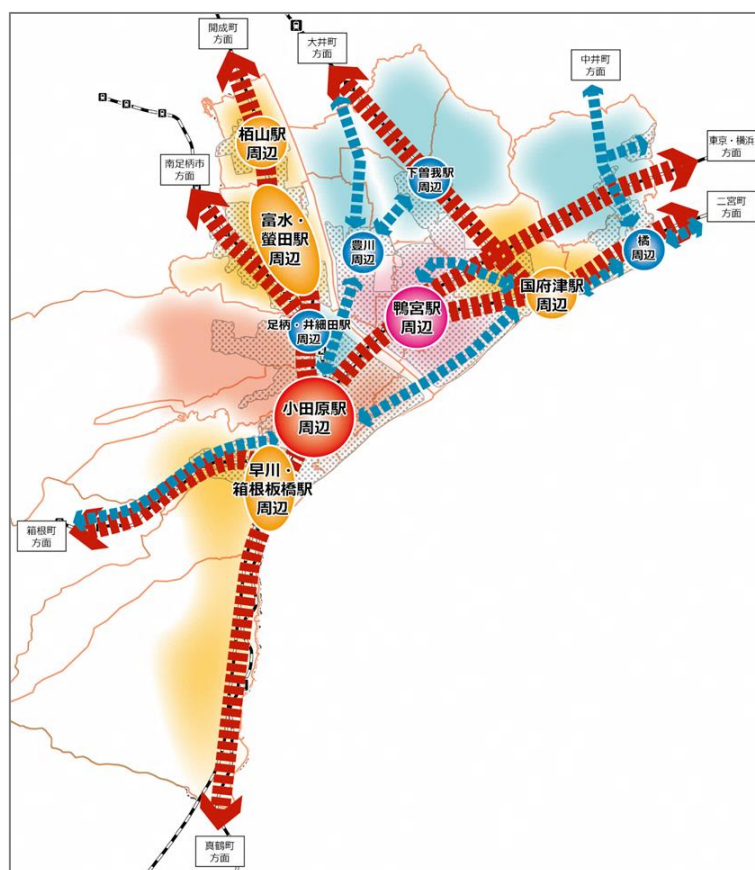


参考：平成 27（2015）年国勢調査

(4) 都市構造

交通の状況は、東西方向に西湘バイパス、小田原厚木道路などがあり、幹線道路は小田原駅を中心に、国道 1 号、国道 255 号、県道 711 号、県道 717 号など放射環状型の道路網を形成しています。鉄道は 6 路線 18 駅を有し、市街化区域面積の約 55%が駅の徒歩圏（800m）に、約 95%が駅又はバス停の徒歩圏（300m）に含まれ、公共交通の利便性が高いことが特徴です。

将来の都市構造としては、人口減少・少子高齢化が進む社会状況を踏まえ、高齢者や子育て世代をはじめ市民にとって、快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するため、鉄道駅周辺などの交通の利便性の高い地域におけるまちの魅力を高め、都市機能の集約による居住の誘導を図るとともに、地域間を結ぶ交通軸を維持・確保することにより、小田原らしさを生かした、にぎわいのある多極ネットワーク型コンパクトシティ¹²の形成を目指しています。



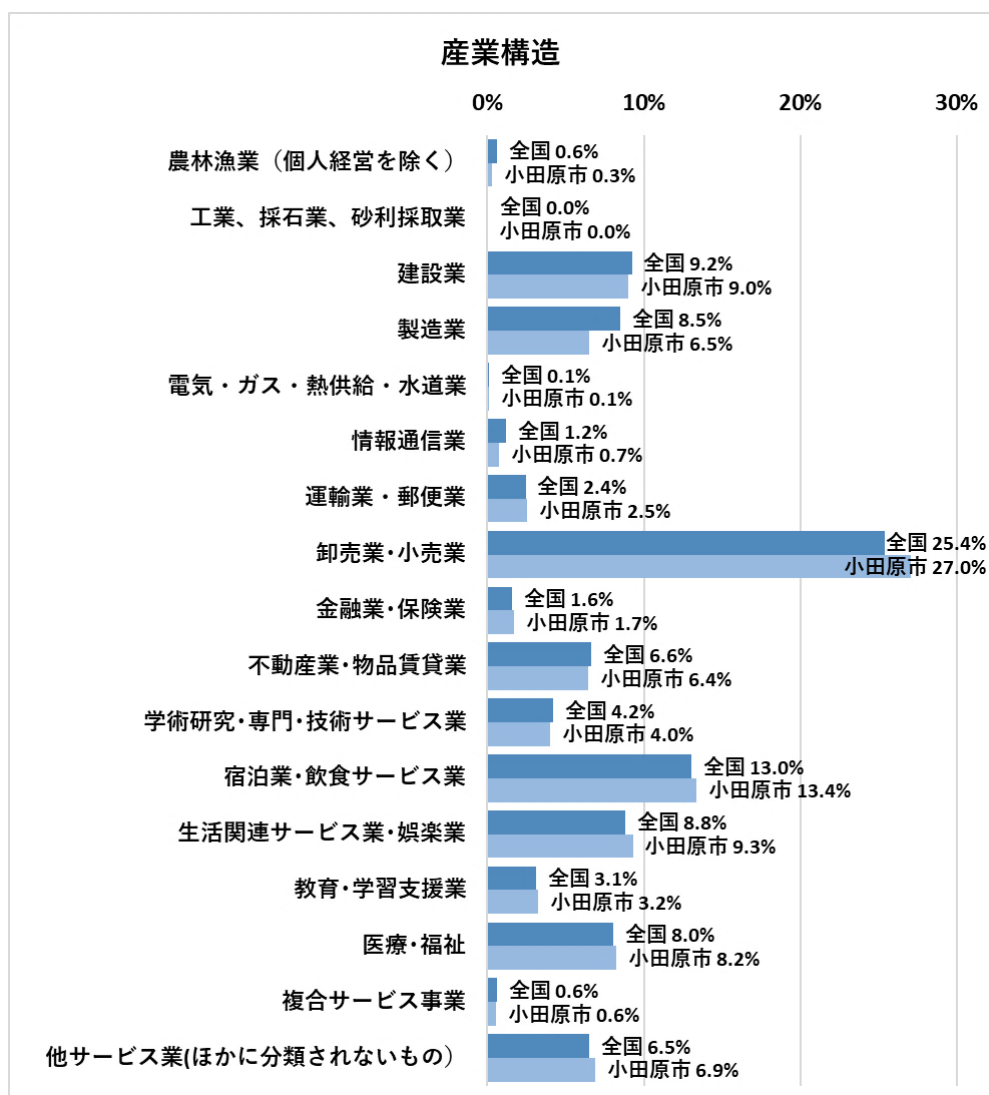
出典：「小田原市立地適正化計画」（平成 31（2019）年 3 月策定）

¹² 多極ネットワーク型コンパクトシティ：中心市街地、生活圏を支える各拠点が公共交通により相互に結ばれ、それぞれが特色を持つメリハリある市街地を形成することで、多極かつ多様性のある都市構造を持つまちのこと。

(5) 産業構造

本市の産業構造を業種別に全国平均と比較すると、事業所数では「卸売業、小売業」がやや多く、「製造業」がやや少ない状況です。

そのため、全体的に比較的割合が多い業務部門に向けた施策を優先的に取り組むことがより有効です。

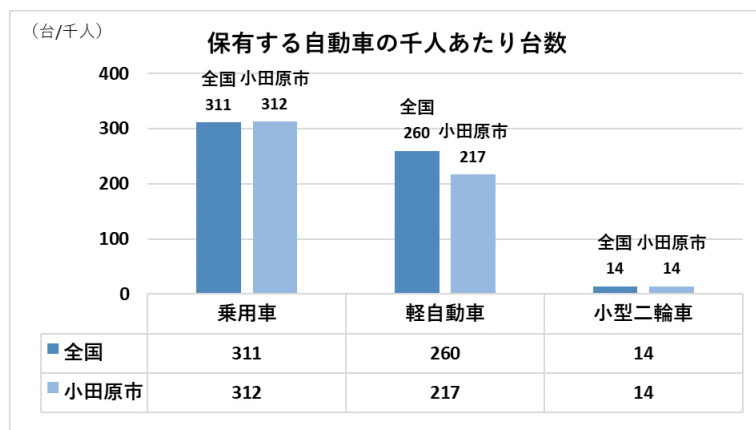


参考：平成 28 年経済センサス-活動調査

(6) 自動車

本市の乗用車と軽自動車の千人当たりの保有台数を見ると、乗用車は全国平均とほぼ同等で、軽自動車はわずかに少ない状況です。

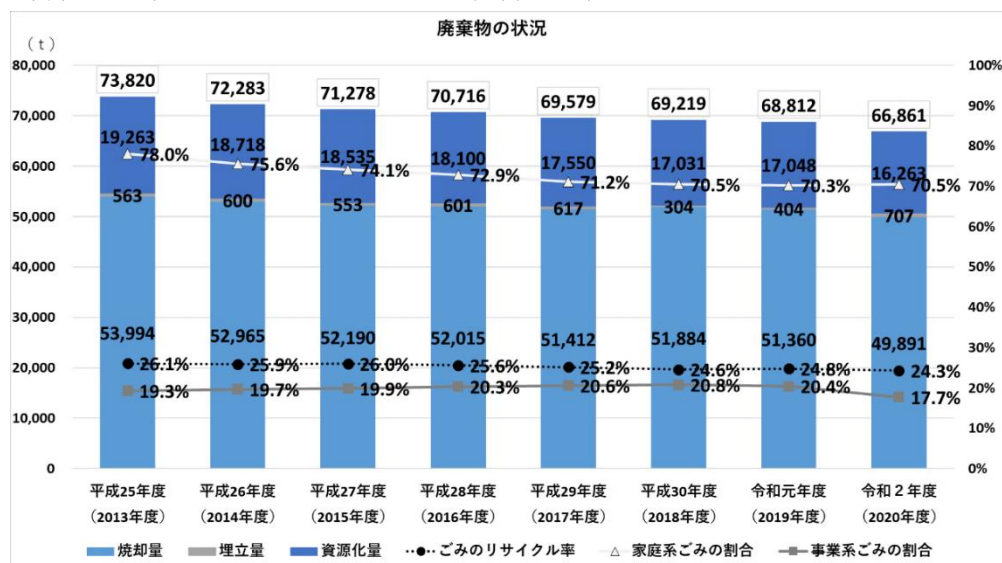
保有台数が極端に多いということではないため、自動車の保有台数を減らすことなく、保有している自動車を電動化して太陽光発電と組み合わせて使うことで温室効果ガスを削減していくことが有効です。



参考：自動車輸送統計年報（令和元年度分）、県勢要覧 2019（令和元年度版）、
総務省統計局 人口推計 - 2019 年（令和元年）10 月報、令和 2 年版小田原市統計要覧

(7) 廃棄物

ごみの総排出量は、近年減少が続いています。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭から排出されるごみが微増しましたが、事業ごみについては事業活動が停滞したこともあり大きく減少し、総排出量は前年に比べ約 2,000 t 減少しました。また、リサイクル率は、資源化品目のうちで多くを占める古紙の回収量が減っていることが影響して微減しました。



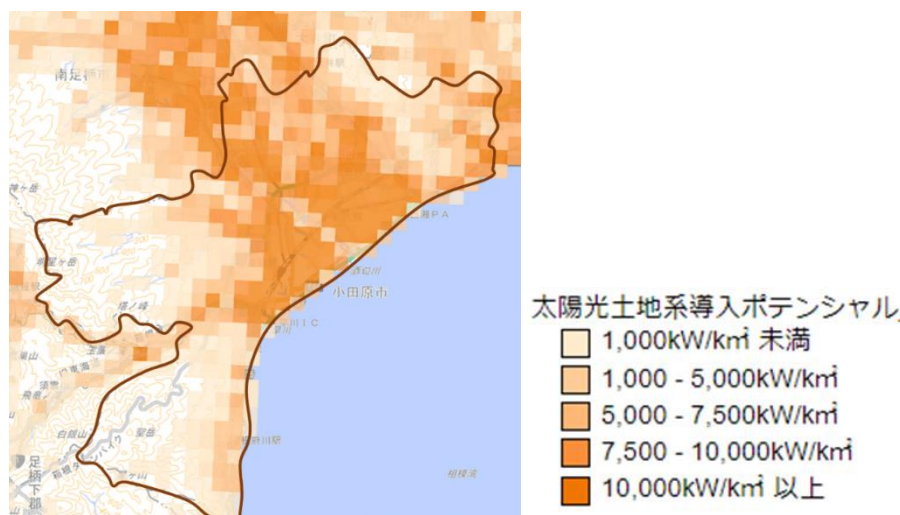
参考：小田原市環境基本計画・小田原市地球温暖化対策推進計画 令和3年度年次報告書（令和2年度実績）及び総括評価報告書

(8) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再エネには、太陽、風力、水力、地熱、バイオマス、雪氷熱、温度差熱などがあります。環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（令和4（2022）年4月1日）」で推計された太陽光発電、陸上風力発電、中小水力発電、地熱発電、太陽熱利用、地中熱利用の各再エネについて、本市における導入ポテンシャル¹³は次のとおりです。

発電部門については、太陽光のポテンシャルが最も高くなっています。太陽光の内訳を見ると、住宅や建物などの建物系は、空き地などの土地系の2倍近くの導入ポテンシャルとなっており、ポテンシャルマップにおいても本市の比較的平野部の住宅街等が広がるエリアにおけるポテンシャルが高いことが見て取れます。太陽光による発電は日照時間や日射量などの気象条件の影響を受けますが、本市は一年を通じて安定した日照時間を得られ、日射量も十分あり、導入コストや設置に要する期間等を勘案すると、市民や事業者にとって比較的導入しやすい設備です。そのため、公共施設への率先導入をはじめ、住宅や事業所等への導入が見込まれます。

発電部門							
再生可能エネルギー	導入ポテンシャル	(千kW)					
太陽光（建物系）	568 千kW	568					
太陽光（土地系）	306 千kW	306					
陸上風力	37 千kW	37					
中小水力	0.9 千kW	0.9					
地熱	1.5 千kW	1.5					

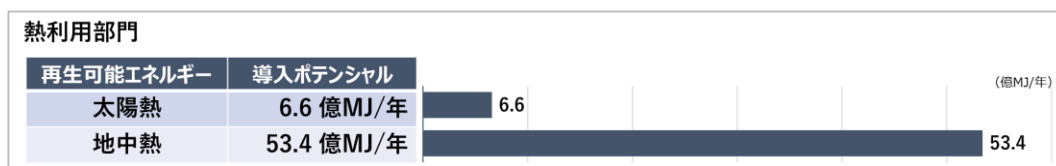


参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（令和4（2022）年4月1日）」

¹³ 導入ポテンシャル：エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量のこと。W は発電する力の単位で、kW/km² は1平方メートル当たりどの程度発電する力（W）があるかを表し、J はエネルギーの大きさの単位で、億 MJ/年は一年間当たりどの程度熱量を生み出す力（J）があるかを表す。

熱利用部門については、地中熱のポテンシャルが高いことが分かります。地中熱は、地盤の浅い部分に存在する低温のエネルギーで、年間を通して温度の変化が少なく、夏場は外気温度より地中温度が低く、冬場は外気温度より地中温度が高いといった温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことができます。

しかしながら、地中熱利用に関する認知度が低いことや、熱交換機器設置のための掘削など初期費用が高額でコスト回収に時間を有すること、地下水等の周辺への影響を確認する必要があることなど、導入に向けたハードルが高く、今後の低コスト化や高性能化などといった技術の進歩が望まれます。



参考：「再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】（令和4（2022）年4月1日）」

多くのエネルギーを要する熱利用において、中長期的には太陽熱や地中熱を活用し、電力以外の脱炭素化を図っていくことも考えられますが、ポテンシャルや技術開発の状況等を踏まえると、現状の経済性や前述の導入ポテンシャルの観点からも、再エネ導入拡大において優先的に取り入れることが望ましいエネルギー源は太陽光です。

令和元（2019）年度時点での本市の再エネ導入量は約 34 千 kW であり、太陽光（建物系）568 千 kW と太陽光（土地系）306 千 kW の合計 874 千 kW のポテンシャルに対し約 4 % の導入となっています。このポテンシャルを最大限活用し、太陽光発電設備の導入を進めていくことが必要です。

（９）市民の意識

脱炭素社会実現への取組や計画策定の基礎資料とするため、地球温暖化対策や脱炭素についての認識・関心等を把握することを目的に、「地球温暖化対策等に関するアンケート」を実施しました。

なお、本アンケートにおいて把握した気候変動適応に関する内容については、第5章 気候変動適応策において記載します。

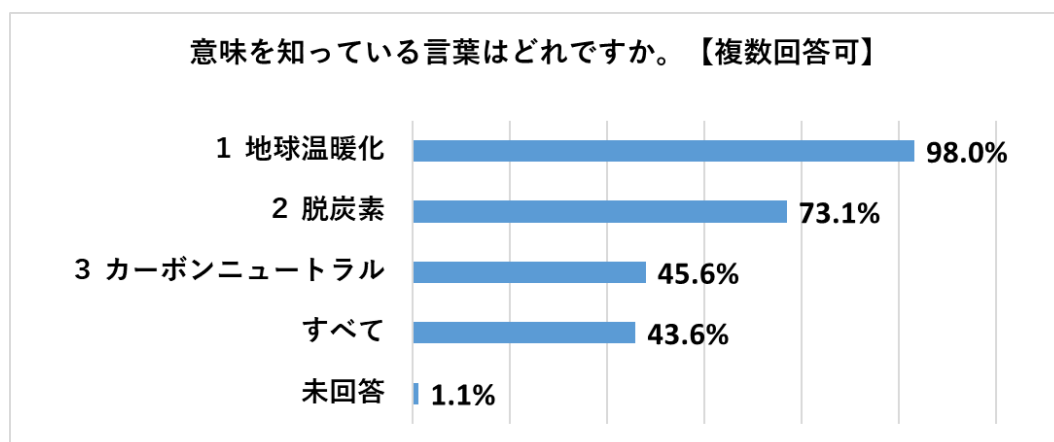
【概要】

調査対象	①市内在住の15歳以上の個人（一世帯につき一人）1,250人 ②おだわら環境メールニュース登録者 3,908人
調査期間	令和3（2021）年12月から令和4（2022）年1月まで
調査方法	①自治会を通じて配布 ②おだわら環境メールニュースへの掲載（12/10、12/27の全2回分）
回収数	①1,038件（紙回答904、ウェブ回答134） 回収率83% ②15件 回答率0.38% 合計1,053件

【結果】

言葉の認知度

「地球温暖化という言葉を知っている」と回答した人は98%と、ほとんどの人に認知されています。「脱炭素」は73.1%、「カーボンニュートラル」は45.6%と認知度はやや下がりますが、「すべて知っている」人は43.6%と半数近くの人が認知しており、昨今の報道等により言葉を見聞きした人が一定数いることが分かります。



「ゼロカーボンアクション 30」の取組状況

国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて設置された国・地方脱炭素実現会議で取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」において、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットとなる 30 項目の行動を「ゼロカーボンアクション 30」として整理されています。



出典：環境省ホームページ

それらの 30 の行動それぞれについて、「既に実践している」「今後やりたい」「どちらでもない（実践の意志がない）」かを尋ねました。

結果として、大多数が既に取り組んでいる行動がある一方、それと同程度かやや多く実践の意志がない行動もあることが分かりました。

「既に実践している」取組については、節電や節水などの節約につながる行動やごみを減らす行動が比較的上位になっており、既にその行動自体が日常生活に根付いていることが推測され、継続していくことが望まれます。

「今後やりたい」取組の上位については、「既に実践している」行動と比較して、省エネ家電の導入や電気の切り替えなど、意識して選択や実践する必要がある行動が多く、実際に行動を起こす後押しとなる情報提供や支援等を講じていくことが重要であると考えられます。

「どちらでもない（実践の意志がない）」取組の上位については、住宅に関す

る項目が多くなっています。引っ越しや建替えといった限定的なタイミングにおける行動や費用負担が発生する行動は実践の意思が低い傾向にあります。それらの行動は設備導入や大幅な省エネを実施する有効な機会でもあるため、それぞれの機会を的確にとらえ、情報提供や支援等を講じていく必要があります。

なお、「今後やりたい」と答えた人はどの項目にもおり、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につなげるきっかけを提供することにより、実践割合を高めていくことが脱炭素社会の実現につながります。